（任意様式）

年　　　月　　　日

福井市長　　　あて

空き家情報バンク媒介業者選定依頼書

　〒　　　　　－

依頼者　住所

氏名※

※法人の場合は、法人名及び代表者氏名

電話番号

　福井市空き家情報バンク制度要綱に定める趣旨等を理解し、利用規約（裏面）について遵守することに同意した上で、媒介業者の選定を依頼します。

|  |  |
| --- | --- |
| 空き家所在地 | 福井市 |
| 空き家所有者氏名  ※法人の場合は、法人名及び代表者氏名 |  |
| 媒介業者の選定依頼を  希望する協会 | （　　）　(公社)福井県宅地建物取引業協会 |
| （　　）　(公社)全日本不動産協会福井県本部 |
| 添付書類 | 1. 物件の概要が確認できる書類（任意様式） 2. 間取り図及び位置図 3. 物件の写真 4. その他 |

（裏面）

福井市空き家情報バンク　利用規約

１　福井市空き家情報バンクは、ウェブサイト等を通じて空き家情報を紹介する制度です。福井市では、物件情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等又は媒介業者と利用希望者との間で行う物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為には一切関与しません。

各物件の各種法令等の適合状況の確認等、売買・賃貸借に関する交渉、契約等は、当事者間相互の責任において実施してください。

また、売買・賃貸借に関する交渉、契約等においてトラブルが生じた場合は、所有者等、利用希望者又は媒介業者が協議の上処理に努めてください。

２　宅地建物取引業者への仲介に係る報酬として、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定で定められた仲介手数料が必要になります。

３　個人情報については、福井市個人情報保護条例（平成14年条例第25号）の規定の趣旨に基づき、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

４　福井市空き家情報バンクに登録された物件は、原則、全国版空き家バンク（※）にも掲載します。

※各自治体が個別に運営している空き家情報バンクの情報を一元化したサイト。

５　（所有者等が媒介業者の選定を依頼する場合）

媒介業者の選定を依頼する場合、空き家情報バンクへの登録が必須となります。申請者は、媒介業者の決定後、媒介業者と協議の上速やかに空き家情報バンク登録申込書を提出してください。